

【助成対象者の消費税の取扱いチェックリスト】

助成対象者	
-------	--

① 本則の課税事業者である。	☐	消費税を除いて助成金を申請します。						
② 免税事業者(消費税法第9条第1項の規定により、消費税を納める義務が免除される事業者)である。	☐	<table border="1"> <tr> <td>① 基準期間(前々年度)における課税売上高が1,000万円以下である。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。</td> <td>☐</td> </tr> </table> すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。 該当しない項目があった場合、消費税を除いて助成金を申請します。	① 基準期間(前々年度)における課税売上高が1,000万円以下である。	☐	② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。	☐		
① 基準期間(前々年度)における課税売上高が1,000万円以下である。	☐							
② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。	☐							
③ 簡易課税制度の適用を受ける者(消費税法第37条第1項の規定により、仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者)である	☐	<table border="1"> <tr> <td>① 基準期間(前々年度)における課税売上高が5,000万円以下である。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。</td> <td>☐</td> </tr> </table> すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。 該当しない項目があった場合、消費税を除いて助成金を申請します。	① 基準期間(前々年度)における課税売上高が5,000万円以下である。	☐	② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。	☐	③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。	☐
① 基準期間(前々年度)における課税売上高が5,000万円以下である。	☐							
② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。	☐							
③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。	☐							
④ 本則の課税事業者かどうか分からないが、消費税を除いて助成金を申請する。	☐	消費税を除いて助成金を申請します。						

(注)整備内容が複数あって、それらの整備時期が異なる場合には、整備内容ごとに基準期間、さらには消費税の取扱いが異なることがありますので、整備内容ごとの整備時期等を確認願います。